

越谷市立北陽中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 基本理念

「いじめはどの児童（生徒）にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 学校の責務

学校は、教育活動全体を通し、生命を大切にする心や公共のためを思う心などの育成に努める。

また、日頃からいじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめの認知に関する共通理解を図り、いじめを発見した場合は、その解消に向け組織的に対応し、教育委員会に報告する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

4 いじめの認知

生徒間で生じる諸問題は、関係する生徒同士の関係、発生状況、周囲の対応、背景にある事情等により様々であり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きい。したがって、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた生徒の感じる被害性に着目し、心理を理解することでいじめとしての認知を行う。

5 越谷市立北陽中学校における「いじめ」のとりえ方

- ① いじめはどの児童（生徒）にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

6 越谷市立北陽中学校いじめ防止に向けた取組

1 基本方針の策定と組織等の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、総合的、効果的かつ実効的な、いじめ防止等の取組が推進されるよう本校における「越谷市立北陽中学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直すとともに教育委員会へ報告するものとする。

本基本方針には、包括的な取り組みの方針、具体的な取組、学校いじめ対策組織の具体的な活動を記載するものとする。

さらに、ホームページへの掲載等により保護者や地域住民に公表するものとする。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加え、学校相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーやその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、その存在や活動が児童（生徒）及び保護者に認識されるような取組を実施するものとする。

2 学校が実施する施策

(1) 「いじめの未然防止」のための取組

① 本校では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。

② 本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、生徒と教職員が共有するとともに、生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。

③ すべての生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」、また、生徒の自治的、主体的な活動や異年齢集団による交流活動等をとおして、他者の役に立っているという自己有用感をすべての生徒たちが感じ取れる「絆づくり」のための取組を推進する。

④ 年間をとおした「いじめをなくす取組計画」を作成し、意図的、計画的、継続的かつ組織的にいじめの未然防止を図り、いじめ問題の根絶を目指す取組を推進する。

⑤ 「いじめ防止強化月間（毎年10月、11月）」を定め、「いじめをなくす取組計画」に則った日常的に推進しているいじめ防止活動の一層の充実を図るとともに、生徒の問題意識の高揚や自治的、自主的な実践力を高めるために生徒会等によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、生徒自身がいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を訴え、自助、共助の力を身につけられるような取組を推進する。

⑥ インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

(2) 「いじめの早期発見」のための取組

- ① 日々のきめ細かな観察、会話、定期的なアンケート調査、日記指導及び個人面談等により生徒の発するいじめのサインを教職員が一層鋭敏に察知できるような取組を充実させるとともに、生徒からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。
- ② 教育相談主任を中心として、学校相談員及びスクールカウンセラーとの連携により、生徒や保護者からの相談に対応する校内体制を整備し、一人ひとりの生徒の様子を多面的・多角的に把握する。また、生徒指導部会、教育相談委員会等のいじめに対応する校内組織においてトラブルを抱える生徒の情報を共有し、いじめと疑われる事案については個別の対応について検討する。その際、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの参加を求め、多様な対応が行えるよう配慮する。
- ③ 教職員のいじめを認知する力やいじめ問題に対応する力などが弱くなっていないかなど、教職員のあり方を今一度見直すとともに、生徒の変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努めるとともに、いじめの認知について保護者に啓発を図り、協力体制を築く。
- ④ 周囲の見過ごしにより、いじめとしての認知が行われないまま悩み続けることを防止するため、具体的な事例をとおして「いじめの認知」に関する共通理解を図るとともに、保護者への啓発を図る。
- ⑤ 地域の眼を活用した取組による早期発見
生徒の友人関係の変化は、登下校の様子からも察知することができる。そこで、生徒の登下校の安全指導を行っている地域の見守り隊及び交通指導員等から情報の入手を積極的に行う。

(3) 「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組

- ① 事故やけんかにおいても、単なる生徒のいさかい等として見逃すことなく、その事象の背景についても理解し、生徒に寄り添って対応する、結果として、いじめと疑われるような兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。
- ② 教職員がいじめを認知した場合には、情報を抱え込まず、速やかに管理職及びいじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。さらに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への対応を行うものとする。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して学校生活等が送れるよう、生徒本人に支援を行うとともに、その保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。
- ④ いじめを行った生徒に対する指導を的確かつ迅速に行う。さらに、学校が行った指導が充分浸透するよう、保護者に対しても必要な内容の助言を与えると同時に、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。
- ⑤ いじめを受けた生徒等に対する支援やいじめを行った生徒等に対する指導助言を適切に行うことができるようにするため、関係機関及び学校相互間の連携協力体制を整備する。

- ⑥ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、学校相談員の他、必要に応じて教育委員会と連携し、カウンセラーや臨床心理士等を積極的に活用する。
- ⑦ 重大ないじめ事案については、速やかに教育委員会に報告するとともに、「当該いじめ事案対応チーム」を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。その際、「越谷市いじめの重大事態の調査に関する具体的な手順」に則り、適切に対応する。
- ※当該いじめ事案対応チーム構成メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、当該生徒担任、学校相談員を基本とし、必要に応じて関係諸機関職員、教育委員会指導主事、臨床心理士、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等も入る。
- ⑧ 当該いじめ事案対応チームの取組の中で得た事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会へ報告する。また、校長のリーダーシップの下、当該生徒の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげて当該いじめ事案の解消に向けた的確な対応を行う。
- ⑨ いじめを受けた生徒に対するいじめの行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続しており、かつ心身の苦痛を感じていないと認められる場合、いじめが解消している状態と判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察するものとする。
- ⑩ 学校評価において、本校の学校いじめ防止基本方針に則った具体的な取組状況や達成状況を評価する。評価結果については、保護者等に公表するとともに、学校関係者評価を実施し、これらの結果を踏まえてその改善に取り組む。